

大 市 総 第 4 0 号
令 和 元 年 6 月 5 日

大 村 市 議 会 議 長
大 村 市 議 会 議 員
大 村 市 各 行 政 委 員 会 委 員 長 殿
大 村 市 監 査 委 員
各 報 道 機 関

大 村 市 長 園 田 裕 史

市 議 会 定 例 会 の 招 集 に つ い て (通 知)

こ の こ と に つ い て 、 別 紙 (写) の と お り 告 示 し た の で 通 知 し ま す 。

大村市告示第85号

大村市議会定例会を次のとおり招集する。

令和元年6月5日

大村市長 園田裕史

- 1 招集日時 令和元年6月13日（木） 午前10時
- 2 招集場所 大村市議会議場

市議会定例会付議事件表

第 27 号議案	大村市森林環境譲与税基金条例……………	(1)
第 28 号議案	大村市税条例等の一部を改正する条例……………	(3)
第 29 号議案	大村市介護保険条例の一部を改正する条例……………	(24)
第 30 号議案	大村市高齢者活動支援施設条例の一部を改正する条例……………	(25)
第 31 号議案	大村市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………	(26)
第 32 号議案	大村市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………	(28)
第 33 号議案	大村市水道事業給水条例等の一部を改正する条例……………	(29)
第 34 号議案	あらたに生じた土地の確認及び町の区域の変更について……………	(32)
第 35 号議案	動産の買入れについて……………	(34)
第 36 号議案	土地の買入れについて……………	(35)
第 37 号議案	工事施行に関する基本協定の締結について……………	(36)
第 38 号議案	専決処分の承認について（大村市国民健康保険条例の一部を改正する条例）……………	(37)
報告第 4 号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて）……………	(40)
第 39 号議案	令和元年度大村市一般会計補正予算（第 1 号）	
第 40 号議案	令和元年度大村市モーターボート競走事業会計補正予算（第 1 号）	
第 41 号議案	令和元年度大村市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	
第 42 号議案	令和元年度大村市水道事業会計補正予算（第 1 号）	
第 43 号議案	令和元年度大村市工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）	
第 44 号議案	令和元年度大村市下水道事業会計補正予算（第 1 号）	
第 45 号議案	令和元年度大村市農業集落排水事業会計補正予算（第 1 号）	
報告第 5 号	平成 30 年度大村市一般会計予算の繰越明許費に係る繰越しの報告について	
報告第 6 号	平成 30 年度大村市モーターボート競走事業会計予算の弾力条項の適用について	
報告第 7 号	平成 30 年度大村市モーターボート競走事業会計予算の繰越額の使用に関する計画について	

報告第 8 号 平成 3 0 年度大村市水道事業会計予算の繰越額の使用に関する計画について

報告第 9 号 平成 3 0 年度大村市工業用水道事業会計予算の繰越額の使用に関する計画について

報告第 1 0 号 平成 3 0 年度大村市下水道事業会計予算の繰越額の使用に関する計画について

第 27 号議案

大村市森林環境譲与税基金条例

(設置)

第 1 条 森林の整備及びその促進に関する施策に要する経費の財源に充てるため、大村市森林環境譲与税基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じて最も確実かつ有利な有価証券等に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第 5 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 6 条 基金は、第 1 条に規定する財源に充てる場合に限り、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和元年6月13日提出

大村市長 園田裕史

(提案理由)

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴い、森林の整備及びその促進に関する施策に要する経費の財源に充てることを目的とする基金を設置するため、この条例案を提出するものである。

第 28 号議案

大村市税条例等の一部を改正する条例

(大村市税条例の一部改正)

第 1 条 大村市税条例（昭和 25 年大村市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条中「及び第 2 号」を「、第 2 号及び第 5 号」に、「当該各号」を「第 1 号から第 4 号まで」に改め、「掲げる期間」の次に「並びに第 5 号及び第 6 号に定める日までの期間」を加え、同条第 2 号中「第 32 条の 6 第 1 項の申告書（法第 321 条の 8 第 1 項、第 2 項、第 4 項又は第 19 項の規定による申告書に限る。）、」を削り、同条第 3 号中「第 32 条の 6 第 1 項の申告書（法第 321 条の 8 第 2 項及び第 23 項の申告書を除く。）、」を削り、同条に次の 2 号を加える。

- (5) 第 32 条の 6 第 1 項の申告書（法第 321 条の 8 第 1 項、第 2 項、第 4 項又は第 19 項の規定による申告書に限る。）に係る税額（次号に掲げるものを除く。） 当該税額に係る納期限の翌日から 1 月を経過する日
- (6) 第 32 条の 6 第 1 項の申告書（法第 321 条の 8 第 2 項及び第 23 項の申告書を除く。）でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から 1 月を経過する日

第 26 条の 6 第 1 項中「においては、法第 314 条の 7 第 1 項」を「には、同項」に、「同項第 1 号に掲げる寄附金」を「同条第 2 項に規定する特例控除対象寄附金」に改め、同条第 2 項中「第 314 条の 7 第 2 項」を「第 314 条の 7 第 1 1 項」に改める。

附則第 5 項の前の見出し、同項から附則第 5 項の 6 までの規定、附則第 6 項（見出しを含む。）、附則第 7 項の見出し及び附則第 9 項中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に改め、附則第 9 項の 2 中「平成 33 年 3 月 31 日」を「令和 3 年 3 月 31 日」に改め、附則第 10 項の 6 中「附則第 15 条第 28 項」を「附則第 15 条第 29 項」に改め、附則第 10 項の 7 中「附則第 15 条第 29 項第 1 号」を「附則第 15 条第 30 項第 1 号」に改め、附則第 10 項の 8 中「附則第 15 条第 29 項第 2 号」を「附則第 15 条第 30 項第 2 号」に改め、附則第 10 項の 9 中「附則第 15

条第29項第3号」を「附則第15条第30項第3号」に改め、附則第10項の10中「附則第15条第30項第1号」を「附則第15条第31項第1号」に改め、附則第10項の11中「附則第15条第30項第2号」を「附則第15条第31項第2号」に改め、附則第10項の12中「附則第15条第32項第1号イ」を「附則第15条第33項第1号イ」に改め、附則第10項の13中「附則第15条第32項第1号ロ」を「附則第15条第33項第1号ロ」に改め、附則第10項の14中「附則第15条第32項第1号ハ」を「附則第15条第33項第1号ハ」に改め、附則第10項の15中「附則第15条第32項第1号ニ」を「附則第15条第33項第1号ニ」に改め、附則第10項の16中「附則第15条第32項第1号ホ」を「附則第15条第33項第1号ホ」に改め、附則第10項の17中「附則第15条第32項第2号イ」を「附則第15条第33項第2号イ」に改め、附則第10項の18中「附則第15条第32項第2号ロ」を「附則第15条第33項第2号ロ」に改め、附則第10項の19中「附則第15条第32項第3号イ」を「附則第15条第33項第3号イ」に改め、附則第10項の20中「附則第15条第32項第3号ロ」を「附則第15条第33項第3号ロ」に改め、附則第10項の21中「附則第15条第32項第3号ハ」を「附則第15条第33項第3号ハ」に改め、附則第10項の22中「附則第15条第37項」を「附則第15条第38項」に改め、附則第10項の23中「附則第15条第39項」を「附則第15条第40項」に改め、附則第10項の24中「附則第15条第43項」を「附則第15条第44項」に改め、附則第10項の25中「附則第15条第44項」を「附則第15条第45項」に改め、附則第10項の26中「附則第15条第46項」を「附則第15条第47項」に改め、附則第10項の28の前の見出し中「平成31年度又は平成32年度」を「令和元年度又は令和2年度」に改め、同項中「平成31年度分又は平成32年度分」を「令和元年度分又は令和2年度分」に改め、附則第10項の29中「平成32年度分」を「令和2年度分」に改め、附則第10項の41を附則第10項の42とし、附則第10項の40中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改め、同項を附則第10項の41とし、附則第10項の39第5号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同項を附則第10項の40とし、附則第10項の38を附則第10項の39とし、附則第10項の37第5号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同項を

附則第10項の38とし、附則第10項の36第4号中「附則第12条第21項」を「附則第12条第23項」に改め、同項第6号中「附則第12条第22項」を「附則第12条第24項」に改め、同項を附則第10項の37とし、附則第10項の35中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改め、同項を附則第10項の36とし、附則第10項の34の次に次の1項を加える。

10の35 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第16項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

附則第13項の3中「平成34年度」を「令和4年度」に改め、附則第13項の7中「平成43年度」を「令和15年度」に、「平成33年」を「令和3年」に、「附則第5条の4の2第6項（同条第9項）」を「附則第5条の4の2第5項（同条第7項）」に改め、附則第13項の8を削り、附則第13項の9中「附則第13項の7の規定」を「前項の規定」に改め、同項を附則第13項の8とし、附則第13項の10中「第314条の7第2項第2号」を「第314条の7第11項第2号」に改め、同項を附則第13項の9とし、附則第13項の11の前の見出し中「寄附金控除額」を「寄附金税額控除」に改め、同項中「によって」を「により」に、「第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金」を「第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金」に、「附則第13項の15」を「附則第13項の14」に、「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「地方団体の長」を「都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長（次項及び附則第13項の12において「都道府県知事等」という。）」に、「附則第13項の14」を「附則第13項の13」に改め、同項を附則第13項の10とし、附則第13項の12中「附則第13項の14」を「附則第13項の13」に、「地方団体の長」を「都道府県知事等」に改め、同項を附則第13項の11とし、附則第13項の13中「地方団体の長」を「都道府県知事等」に改め、同項を附則第13項の12とし、附則第1

3項の14を附則第13項の13とし、附則第13項の15中「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「附則第13項の13」を「附則第13項の12」に、「においては」を「には」に改め、同項を附則第13項の14とし、附則第14項中「平成33年度」を「令和3年度」に改め、附則第15項中「法附則第30条第1項」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から附則第15項の4までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項」に、「当該軽自動車は初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この項から附則第15項の7までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」を「令和元年度分」に改め、附則第15項の2から附則第15項の4までを削り、附則第15項の5中「附則第30条第6項第1号及び第2号」を「附則第30条第2項第1号及び第2号」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に、「附則第15項の2の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加え、同項を附則第15項の2とする。

第65条第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

附則第15項の6中「附則第30条第7項第1号及び第2号」を「附則第30条第3項第1号及び第2号」に改め、「以上の軽自動車」の次に「（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）」を加え、「平成31年度分」を「令和元年度分」に、「附則第15項の3の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加え、同項を附則第15項の3とする。

第65条第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円

	5,000円	2,500円
--	--------	--------

附則第15項の7中「附則第30条第8項第1号及び第2号」を「附則第30条第4項第1号及び第2号」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に、「附則第15項の4の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加え、同項を附則第15項の4とする。

第65条第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第21項の2及び附則第21項の3中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、附則第39項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改め、附則第40項中「平成35年度」を「令和5年度」に改める。

第2条 大村市税条例の一部を次のように改正する。

第11条の3中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第12条中「）、第35条の6、第47条」の次に「、第63条の7第1項」を加え、同条第2号及び第3号中「第80条第1項」を「第63条の7第1項の申告書、第80条第1項」に改める。

第26条の4中「100分の12.1」を「100分の8.4」に改める。

第28条の2中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項又は前項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。

第28条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「同項の」を「同項に規定する」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第28条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、

同条第1項中「第203条の5第1項」を「第203条の6第1項」に改め、「ならない者」の次に「又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者若しくは単身児童扶養者である者」を加え、「同項の」を「所得税法第203条の6第1項に規定する」に、「同項に規定する公的年金等」を「公的年金等」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第28条の3の3第2項中「第203条の5第2項」を「第203条の6第2項」に改め、同条第4項中「第203条の5第5項」を「第203条の6第6項」に改める。

第28条の4第1項中「によって」を「により」に、「同条第6項」を「同条第7項」に、「第7項」を「第8項」に、「においては」を「には」に改める。

第63条第1項及び第2項を次のように改める。

軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

第63条第3項中「第443条第1項」を「第445条第1項」に、「によって、軽自動車税」を「により種別割」に、「においては」を「には、第1項の規定にかかわらず」に改め、同項ただし書中「もの」を「軽自動車等」に改める。

第63条の2を次のように改める。

(軽自動車税のみならず課税)

第63条の2 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更が

あったときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

- 3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。
- 4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第63条の2の次に次の7条を加える。

（日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲）

第63条の3 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、救急用のものに対しては、軽自動車税を課さない。

（環境性能割の課税標準）

第63条の4 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

（環境性能割の税率）

第63条の5 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

- (1) 法第451条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の1
- (2) 法第451条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の2
- (3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

(環境性能割の徴収の方法)

第63条の6 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

第63条の7 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 3輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第63条の8 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

第63条の9 市長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は第72条第1項各号に掲げる軽自動車等（3輪以上のものに限る。）のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

第64条の見出し中「軽自動車」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第65条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

ア 軽自動車

(ア) 2輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 3,600円

(イ) 3輪のもの 年額 3,900円

(ウ) 4輪以上のもの

a 乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

b 貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

イ 小型特殊自動車

(ア) 農耕作業用のもの 年額 2,000円

(イ) その他のもの 年額 5,900円

第66条（見出しを含む。）、第67条（見出しを含む。）、第67条の2（見出しを含む。）、第67条の3及び第67条の4中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第68条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第4項中「第63条第2項」を「第63条の2第1項」に改める。

第70条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「第63条第2項」を「第63条の2第1項」に改める。

第71条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「ものと認める」を削り、「軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同条第2項及び第3項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第72条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「に掲げる軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同項第1号中「のうち、市長が必要があると認めるもの」を削り、同条第2項及び第3項中「軽自動車税」を「種別割」に

改め、同条第4項中「軽自動車等の減免」を「種別割の減免」に改め、同条第5項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第73条第2項中「第443条」を「第445条」に、「第63条の2」を「第63条の3」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第7項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

附則第15項から附則第15項の4までを次のように改める。

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

15 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この項において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間(附則第15項の11において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第63条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

15の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

15の3 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が法第446条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)又は法第451条第1項若しくは第2項(これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。)の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

15の4 県知事は、当分の間、附則第15項の2の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第15項の7の規定により読み替えられた第63条の7第1項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供

した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことに
よるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係
る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例による
こととされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の
軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。
附則第15項の4の次に次の7項を加える。

15の5 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能
割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額
を加算した金額とする。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

15の6 市長は、当分の間、第63条の9の規定にかかわらず、県知事が自動車
税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の
軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

15の7 第63条の7の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市
長」とあるのは、「県知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

15の8 市は、県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うため
に要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計
額を、徴収取扱費として県に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

15の9 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第63条の5の規定の適用につい
ては、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、
それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

15の10 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第63条の5(第3号に係る部
分に限る。)の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあ

るのは、「100分の2」とする。

15の11 自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第63条の5（第2号に係る部分に限る。）及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

附則第16項から附則第16項の4までを次のように改める。

（軽自動車税の種別割の税率の特例）

16 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車
が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から附則第16項
の4までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14
年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第65条
の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の
中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第2号ア(ウ)a	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第2号ア(ウ)b	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

16の2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に
対する第65条の規定の適用については、当該軽自動車が平成31年4月1日か
ら令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度
分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年
3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動
車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字
句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第2号ア(ウ)a	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
第2号ア(ウ)b	3,800円	1,000円

	5,000円	1,300円
--	--------	--------

16の3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のものに対する第65条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第2号ア(ウ)a	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア(ウ)b	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

16の4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第65条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第2号ア(ウ)a	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第2号ア(ウ)b	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第16項の4の次に次の3項を加える。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

16の5 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が附則第16項の2から前項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

16の6 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第66条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第68条及び第70条の規定を除く。）を適用する。

16の7 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第3条 大村市税条例の一部を次のように改正する。

第17条第1項第2号中「又は寡夫」を「、寡夫又は単身児童扶養者」に改める。

附則第16項中「附則第16項の4」を「附則第16項の5」に改め、附則第16項の7を附則第16項の8とし、附則第16項の6を附則第16項の7とし、附則第16項の5を附則第16項の6とし、附則第16項の4の次に次の1項を加える。

16の5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第65条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合

には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、附則第16項の2の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(大村市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 大村市税条例等の一部を改正する条例(平成27年大村市条例第50号)の一部を次のように改正する。

附則第6条第2項第3号中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改め、同条第13項中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第14項の表中「平成31年10月31日」を「令和元年10月31日」に、「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

第5条 大村市税条例等の一部を改正する条例(平成30年大村市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第1条のうち、第32条の6第1項の改正規定中「及び第11項」を「、第11項及び第13項」に改め、同条に3項を加える改正規定中「3項」を「8項」に改め、同改正規定(同条第10項に係る部分に限る。)中「次項」の次に「及び第12項」を加え、「その他施行規則で定める方法」を削り、同改正規定(同条第12項に係る部分に限る。)中「申告は、」の次に「申告書記載事項が」を加え、同改正規定に次のように加える。

13 第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。

14 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受け

ることが必要となった事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他施行規則で定める事項を記載した申請書に施行規則で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の15日前までに、これを市長に提出しなければならない。

15 第13項の規定の適用を受けている内国法人は、第10項の申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

16 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

17 第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

附則第1条第4号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第5号中「3項を」を「8項を」に、「平成32年4月1日」を「令和2年4月1日」に改め、同条第6号中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第7号中「平成33年1月1日」を「令和3年1月1日」に改め、同条第8号中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第9号中「平成34年10月1日」を「令和4年10月1日」に改める。

附則第2条第1項中「平成31年度」を「令和元年度」に改め、同条第2項中「平成33年度」を「令和3年度」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改め、同条第4項中「第12項」を「第17項」に改める。

附則第8条第1項中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第2項中「平成32年11月2日」を「令和2年11月2日」に改め、同条第3項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第10条第1項中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改

め、同条第2項中「平成33年11月1日」を「令和3年11月1日」に改め、同条第3項中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

(大村市都市計画税条例の一部改正)

第6条 大村市都市計画税条例（昭和35年大村市条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第2項（見出しを含む。）中「附則第15条第39項」を「附則第15条第40項」に改め、附則第3項（見出しを含む。）中「附則第15条第43項」を「附則第15条第44項」に改め、附則第4項（見出しを含む。）中「附則第15条第44項」を「附則第15条第45項」に改め、附則第6項の前の見出し、同項から附則第11項までの規定、附則第12項（見出しを含む。）及び附則第13項の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、附則第14項中「第17項、第18項、第20項から第24項まで、第26項」を「第18項、第19項、第21項から第25項まで」に、「第31項、第35項、第39項、第42項、第43項、第44項若しくは第47項」を「第28項、第32項、第36項、第40項、第43項から第45項まで若しくは第48項から第50項まで」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条（次号に掲げる改正規定を除く。）、次条第5項及び附則第7条の規定
令和元年10月1日
- (2) 第2条中大村市税条例第28条の2中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に1項を加える改正規定並びに第28条の3の2、第28条の3の3及び第28条の4第1項の改正規定並びに附則第3条の規定
令和2年1月1日
- (3) 第3条中大村市税条例第17条の改正規定及び附則第4条の規定
令和3年1月1日
- (4) 第3条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第8条の規定
令和3年4月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の大村市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、令和元年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第26条の6並びに附則第13項の9及び第13項の14の規定は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例第26条の6第1項及び附則第13項の14の規定の適用については、令和2年度分の個人の市民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第26条の6第1項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金（令和元年6月1日前に支出したものに限る。）
附則第13項の14	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（令和元年6月1日前に支出したものに限る。）
	送付	送付又は大村市税条例等の一部を改正する条例（令和元年大村市条例第号）附則第2条第4項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例第1条の規定による改正前の大村市税条例附則第13項の13の規定

		による附則第13項の1 1に規定する申告特例通 知書の送付
--	--	-------------------------------------

4 新条例附則第13項の10から第13項の12までの規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和元年6月1日以後に支出する地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号。以下この項において「改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に支出した改正法第1条の規定による改正前の地方税法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金については、なお従前の例による。

5 前条第1号に掲げる規定による改正後の大村市税条例（附則第7条第1項及び第2項において「元年新条例」という。）第26条の4の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

第3条 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の大村市税条例（次項及び第3項において「2年新条例」という。）第28条の2第5項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に令和2年度以後の年度分の個人の市民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に令和元年度分までの個人の市民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。

2 2年新条例第28条の3の2第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき大村市税条例第28条の2第1項に規定する給与について提出する2年新条例第28条の3の2第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。

3 2年新条例第28条の3の3第1項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第6号）第1条の規定による改正後の所得税法（昭和40年法律第33号。以下この項において「新所得税法」という。）第203条の6第1項に規定する公的年

金等（新所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する2年新条例第28条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

第4条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の大村市税条例第17条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第5条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和元年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第6条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和元年度分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第7条 別段の定めがあるものを除き、元年新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 元年新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

第8条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の大村市税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第9条 別段の定めがあるものを除き、第6条の規定による改正後の大村市都市計画税条例の規定は、令和元年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成30年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

令和元年6月13日提出

大村市長 園田裕史

(提案理由)

地方税法の改正に伴い、軽自動車の取得時の課税として、環境性能割を導入し、現行の軽自動車税の名称を種別割に変更するとともに、個人市民税の非課税範囲の拡大その他所要の改正を行うため、この条例案を提出するものである。

第 29 号議案

大村市介護保険条例の一部を改正する条例

大村市介護保険条例（平成 12 年大村市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。
第 3 条第 1 項中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に改め、同条第 2 項中「平成 30 年度及び平成 31 年度」を「令和元年度及び令和 2 年度」に、「31, 320 円」を「26, 100 円」に改め、同条に次の 2 項を加える。

- 3 第 1 項第 2 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和 2 年度の各年度における保険料は、同号の規定にかかわらず、43, 500 円とする。
- 4 第 1 項第 3 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和 2 年度の各年度における保険料は、同号の規定にかかわらず、50, 460 円とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 3 条の規定は、令和元年度以後の年度分の保険料について適用し、平成 30 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

令和元年 6 月 13 日提出

大村市長 園 田 裕 史

（提案理由）

介護保険法施行令の改正に伴い、低所得者に対する保険料の減額措置を拡充するため、この条例案を提出するものである。

第 30 号議案

大村市高齢者活動支援施設条例の一部を改正する条例

大村市高齢者活動支援施設条例（平成 12 年大村市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中地区ふれあい館の項中「大村市松並一丁目 1275 番地」を「大村市古賀島町 133 番地 31」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

令和元年 6 月 13 日提出

大村市長 園 田 裕 史

(提案理由)

中地区ふれあい館を移転するため、この条例案を提出するものである。

第31号議案

大村市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大村市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年大村市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「適用しないこと」の次に「とすること」を加え、同条に次の2項を加える。

4 市長は、家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。

5 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 子ども・子育て支援法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

(2) 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第16条第2項第4号中「、乳幼児」を「、利用乳幼児」に改め、「附則第2条第2項において同じ。」を削る。

第45条に次の1項を加える。

2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行う者であって、市長が適当と認めるもの（附則第3条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第6条第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

附則第2条第2項中「(第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。)」を削る。

附則第3条中「家庭的保育事業者等」の次に「（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）」を加え、「5年」を「10年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和元年6月13日提出

大村市長 園 田 裕 史

（提案理由）

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の改正に伴い、連携施設の確保及び食事の提供に関する規定について改正するとともに、所要の条文整理を行うため、この条例案を提出するものである。

第 3 2 号議案

大村市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大村市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年大村市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 3 項中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市の長」を加える。

附則第 3 条中「平成 32 年 3 月 31 日」を「令和 2 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和元年 6 月 13 日提出

大村市長 園 田 裕 史

（提案理由）

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）の改正に伴い、放課後児童支援員の資格に関する規定について改正を行うとともに、所要の条文整理を行うため、この条例案を提出するものである。

第33号議案

大村市水道事業給水条例等の一部を改正する条例

(大村市水道事業給水条例の一部改正)

第1条 大村市水道事業給水条例（昭和34年大村市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第25条第2項の表中「928円80銭」を「946円」に、「1,393円20銭」を「1,419円」に、「2,678円40銭」を「2,728円」に、「4,665円60銭」を「4,752円」に、「8,164円80銭」を「8,316円」に、「16,329円60銭」を「16,632円」に、「33,825円60銭」を「34,452円」に、「58,320円」を「59,400円」に、「134,136円」を「136,620円」に改め、同条第3項の表中「75円60銭」を「77円」に、「214円92銭」を「218円90銭」に、「244円8銭」を「248円60銭」に、「267円84銭」を「272円80銭」に改める。

第34条の3の表中「54,000円」を「55,000円」に、「151,200円」を「154,000円」に、「237,600円」を「242,000円」に、「367,200円」を「374,000円」に、「734,400円」を「748,000円」に、「1,144,800円」を「1,166,000円」に、「2,743,200円」を「2,794,000円」に改める。

(大村市下水道条例の一部改正)

第2条 大村市下水道条例（昭和55年大村市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「排除した汚水量」を「排除した汚水量を」に改める。

第15条の2第2項中「225円72銭」を「229円90銭」に、「118円80銭」を「121円」に改める。

別表中「680円40銭」を「693円」に、「72円36銭」を「73円70銭」に、「154円44銭」を「157円30銭」に、「184円68銭」を「188円10銭」に、「225円72銭」を「229円90銭」に改める。

(大村市工業用水道事業給水条例の一部改正)

第3条 大村市工業用水道事業給水条例（平成2年大村市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第21条第1号中「48円60銭」を「49円50銭」に改め、同条第2号中「97円20銭」を「99円」に改める。

(大村市農業集落排水施設条例の一部改正)

第4条 大村市農業集落排水施設条例（平成5年大村市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表中「680円40銭」を「693円」に、「72円36銭」を「73円70銭」に、「154円44銭」を「157円30銭」に、「184円68銭」を「188円10銭」に、「225円72銭」を「229円90銭」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第2条中大村市下水道条例第15条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

(水道料金に関する経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の大村市水道事業給水条例（以下「新条例」という。）第25条第2項及び第3項の規定は、施行日以後の直近の定例日（新条例第4条第4号に規定する定例日をいう。以下この項において同じ。）以後の使用水量に係る水道料金について適用する。ただし、定例日の属する月が偶数月である地区の令和元年11月分の水道料金については、なお従前の例による。

(水道利用加入金に関する経過措置)

- 3 新条例第34条の3の規定は、施行日以後の給水装置の新設工事又は改造工事の申込みに係る水道利用加入金について適用し、施行日前の給水装置の新設工事又は改造工事の申込みに係る水道利用加入金については、なお従前の例による。

(下水道使用料に関する経過措置)

- 4 第2条の規定による改正後の大村市下水道条例第15条の2第2項及び別表の規定は、施行日以後の直近の定例日（第2条の規定による改正後の大村市下水道条例

第15条第2項に規定する定例日をいう。以下この項において同じ。)以後に排除した汚水量に係る使用料について適用する。ただし、定例日の属する月が偶数月である地区の令和元年11月分の使用料については、なお従前の例による。

(工業用水道料金に関する経過措置)

- 5 第3条の規定による改正後の大村市工業用水道事業給水条例第21条の規定は、施行日以後に使用した工業用水に係る料金について適用し、施行日前に使用した工業用水に係る料金については、なお従前の例による。

(農業集落排水施設使用料に関する経過措置)

- 6 第4条の規定による改正後の大村市農業集落排水施設条例別表の規定は、施行日以後の直近の算定日(第4条の規定による改正後の大村市農業集落排水施設条例第16条第1項の規定により排除した汚水量を算定した日をいう。以下この項において同じ。)以後に排除した汚水量に係る使用料について適用する。ただし、算定日の属する月が偶数月である地区の令和元年11月分の使用料については、なお従前の例による。

令和元年6月13日提出

大村市長 園田裕史

(提案理由)

消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴い、水道料金、水道利用加入金、下水道使用料、工業用水道料金及び農業集落排水施設使用料の額を改定するため、この条例案を提出するものである。

第34号議案

あらたに生じた土地の確認及び町の区域の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、本市内にあらたに生じた別紙の土地を確認し、同法第260条第1項の規定により、町の区域を別紙のとおり変更する。

令和元年6月13日提出

大村市長 園田裕史

(別紙)

位 置	面積 (平方メートル)	編入する区域
大村市今津町又2、又7、又8・9・10 合併、又12・13・15合併、14の 1、14の2、52の5、54の2、55 の4、55の6、1422の2、1444 の2、1446、1447、1456、1 457、1472、1475の2、149 3の2、1536、1541の2、154 2、1561の2及び1743地先並びに 52の3及び52の5に隣接する道路地先 並びに54の2に隣接する水路地先並びに 1444の2に隣接する道路地先	92,092.42	今津町

第35号議案

動産の買入れについて

次のとおり動産を買い入れる。

- 1 買い入れる動産 消防ポンプ自動車
- 2 買入れの方法 指名競争入札
- 3 買 入 れ 金 額 22,453,200円
- 4 買入れの相手方 大村市平町1933番地
株式会社ナカムラ消防化学
代表取締役 中村 康祐
- 5 納 入 期 限 令和2年1月31日

令和元年6月13日提出

大村市長 園 田 裕 史

第36号議案

土地の買入れについて

次のとおり土地を買い入れる。

- 1 買入れの目的 新幹線新大村駅（仮称）周辺整備事業用地
- 2 土地の所在地、種類及び面積

所在地	種類		面積
	公簿地目	現況地目	
大村市植松3丁目160番2	学校用地	宅地	41,941.61㎡

- 3 取得予定価格 1,098,870,182円
- 4 買入れの相手方 長崎市尾上町3番1号
長崎県知事 中村 法道

令和元年6月13日提出

大村市長 園田裕史

第37号議案

工事施行に関する基本協定の締結について

次のとおり工事施行に関する基本協定を締結する。

- 1 工 事 名 大村線松原・竹松駅間車両基地（仮称）新駅設置工事
- 2 協 定 金 額 184,095,000円
- 3 協定の相手方 福岡市博多区博多駅前三丁目25番21号
九州旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 青柳 俊彦
- 4 竣 工 期 限 令和4年3月31日

令和元年6月13日提出

大村市長 園 田 裕 史

第 38 号議案

専決処分の承認について

大村市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別添のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会の承認を求める。

令和元年 6 月 13 日提出

大村市長 園 田 裕 史

専決第5号

専 決 処 分 書

大村市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、緊急を要するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成31年3月29日

大村市長 園田裕史

大村市国民健康保険条例の一部を改正する条例

大村市国民健康保険条例（昭和34年大村市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項ただし書中「580,000円」を「610,000円」に改める。

第25条中「580,000円」を「610,000円」に改め、同条第2号中「275,000円」を「280,000円」に改め、同条第3号中「500,000円」を「510,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の大村市国民健康保険条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

報告第4号

専決処分の報告について

公用車の物損事故による被害者に対する損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別添のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和元年6月13日提出

大村市長 園田裕史


専決第 4 号

専 決 処 分 書

公用車の物損事故による被害者に対する損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項並びに市長の専決処分事項に関する条例（昭和 28 年大村市条例第 63 号）本則第 3 号及び第 4 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 31 年 3 月 29 日

大村市長 園 田 裕 史

- | | |
|------------|--|
| 1 損害賠償の額 | 227,332円 |
| 2 損害賠償の相手方 |  |

